

新規信託分割の公告

みずほ信託銀行株式会社(受託者)は、左記のとおり、令和八年十月六日付で、左記一の信託を新規信託分割しますので、公告いたします。この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、従前の信託の特定

(一) 信託の当事者

委託者兼受益者

ひびきのD.C.開発合同会社

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

東京共同会計事務所内

受託者

みずほ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

(二) 信託の年月日及び契約名称

令和五年八月三十一日付停止条件付不動産管理処分信託契約書(その後の変更を含む。)

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則(平成十九年法務省令第四十一号)第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会ください。

三、分割が効力を生ずる日以後における従前の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については、左記連絡先にご照会ください。

四、連絡先

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

みずほ信託銀行株式会社 不動産信託部

電話番号 〇三―四三三―七三七二

令和八年九月四日

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

みずほ信託銀行株式会社

代表取締役社長 笹田 賢一

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本金の額を十五億六千四百十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年四月十四日

掲載頁 六十七頁(号外第八十七号)

令和八年九月四日

東京都中央区銀座一丁目六番一号土志田ビルディング3F 特定目的会社SRJ1

取締役 中村 武

確定給付企業年金の清算公告(第二回)

当社の規約型確定給付企業年金は、令和八年四月三十日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年七月十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除外します。

令和八年九月四日

東京都中央区銀座四丁目七番五号

王子木材緑化株式会社

清算人 黒田 一郎

確定給付企業年金

訂正公告

令和八年六月三十日(号外第一四五号)掲載の第五十六期決算公告(枠組)中、(うち当期純利益の金額「(0,099)」)である「(99,110)」の誤りにつき訂正します。

令和八年九月四日

茨城県土浦市右衛門宮塚三〇四一番地二

関菱化学株式会社

代表取締役 佐々木浩二

訂正公告

令和八年八月二十五日(号外第一八九号)掲載の解散公告中、「令和八年七月十三日開催の株主総会」とあるは、「令和八年七月十八日開催の株主総会」の誤りにつき訂正します。

令和八年九月四日

埼玉県八潮市南後谷七六三番地一〇

有限会社鍋島精工

清算人 成沢 信夫

正誤

ページ 行 誤 正

令和八年三月三十一日(号外特第十七号)公布

政令第九十六号消費税法施行令の一部を改正する

政令は、同年七月二十三日金融商品取引法及び資

金決済に関する法律の一部を改正する法律の公布

により

一五〇上 終りから

金融商品取引法金融商品取引法

及び資金決済に関する法律金融商品取引法

に関する法律の一部を改正する法律(令和八年法

律第九十六号)公布

同年三月三十一日(号外特第十七号)公布政令

第九十八号租税特別措置法施行令の一部を改正す

る政令は、同年七月二十三日金融商品取引法及び

資金決済に関する法律の一部を改正する法律の公

布により

一八四上 終りから

金融商品取引法金融商品取引法

及び資金決済に関する法律金融商品取引法

に関する法律の一部を改正する法律(令和八年法

律第九十八号)公布

と、同年六月五日経済社会情勢の変化を踏まえた

企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業

競争力強化法等の一部を改正する法律の公布によ

り

一八四上 終りから

経済社会情勢の変化を踏まえた

企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業

競争力強化法等の一部を改正する法律(令和八年法

律第九十八号)公布

と、同年五月二十七日都市再生特別措置法等の一

部を改正する法律の公布により

一八四上 終りから

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令

和八年法律第二十号)公布

と、同年三月三十一日(号外特第十七号)公布政令

第九十八号租税特別措置法施行令の一部を改正す

る政令は、同年七月二十三日金融商品取引法及び

資金決済に関する法律の一部を改正する法律の公

布により

一八四上 終りから

金融商品取引法金融商品取引法

及び資金決済に関する法律金融商品取引法

に関する法律の一部を改正する法律(令和八年法

の一部を改正する政令は、同年七月二十三日金融

商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改

正する法律の公布により

一八七下 九

金融商品取引法金融商品取引法

及び資金決済に関する法律金融商品取引法

に関する法律の一部を改正する法律(令和八年法

律第九十八号)公布

同年三月三十一日(号外特第十七号)公布政令

第九十八号租税特別措置法の適用状況の透明化等に

関する法律施行令等の一部を改正する政令は、同

年七月二十三日金融商品取引法及び資金決済に関

する法律の一部を改正する法律の公布により

一八八上 一

金融商品取引法金融商品取引法

及び資金決済に関する法律金融商品取引法

に関する法律の一部を改正する法律(令和八年法

律第九十八号)公布

と、同年六月五日経済社会情勢の変化を踏まえた

企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業

競争力強化法等の一部を改正する法律の公布によ

り

一八八上 五

経済社会情勢の変化を踏まえた

企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業

競争力強化法等の一部を改正する法律(令和八年法

律第九十八号)公布

と、同年三月三十一日(号外特第十七号)公布政令

第九十八号租税特別措置法の適用状況の透明化等に

関する法律施行令等の一部を改正する政令は、同

年六月五日経済社会情勢の変化を踏まえた

企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業

競争力強化法等の一部を改正する法律の公布によ

一八八上 一

経済社会情勢の変化を踏まえた

企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業

競争力強化法等の一部を改正する法律(令和八年法

律第九十八号)公布

と、同年三月三十一日(号外特第十七号)公布政令

第九十八号租税特別措置法の適用状況の透明化等に

関する法律施行令等の一部を改正する政令は、同

年六月五日経済社会情勢の変化を踏まえた

企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業

競争力強化法等の一部を改正する法律の公布によ

一八八上 一

内閣官房官報報告主任